

## 令和8年度やまがた鉄道沿線活性化助成金 Q&A

(令和8年3月27日更新)

### 【共通】

Q1. いつからいつまでに実施した事業が対象になるか。

令和8年4月1日以降に係るもので、令和9年3月19日までに完了する事業が対象となる。

なお、助成金の交付決定前に着手した事業については、交付対象とならない。

ただし、対象事業のうち、「鉄道を利用した遠足・社会科見学等の実施(小学生以下に限る。)」については、実施後の申請で構わない。

Q2. 株式会社は対象になるか。

対象となる団体は、基本的に、県内の市町村、鉄道沿線市町村等で構成する鉄道関係期成同盟会、地域鉄道事業者及び商工観光団体その他の団体であるが、以下については、株式会社などの営利企業も対象となる。

○対象事業のうち、「駅周辺におけるビジネスイベントの開催」、「鉄道を活用した荷物輸送の実施」、「鉄道に関連した沿線の特産品開発」、「駅周辺の美化活動」のいずれかを行う、県に主たる事業所を有する事業者及び団体(うち、「駅周辺におけるビジネスイベントの開催」、「鉄道に関連した沿線の特産品開発」については、県内の市町村、鉄道沿線市町村等で構成する鉄道関係期成同盟会、地域鉄道事業者、商工観光団体その他の団体のいずれかと連携して事業を行う者に限る。)

○対象事業のうち、「鉄道を利用した遠足・社会科見学等の実施(小学生以下に限る。)」を行う、県内の特定教育・保育施設等、小学校及び遠足等業務を受託した旅行関連事業者

Q3. 「商工観光団体その他の団体」にはどのような団体が該当するか。

観光協会や商工会議所などを想定している。個別の団体が、該当するか否かは事務局までお問合せいただきたい。

Q4. 助成金の交付は、事業を実施した後になるか。

助成金の交付は事業を実施し、実績報告を行った後に行われる（「鉄道を利用した遠足・社会科見学等の実施（小学生以下に限る。）」を除く）。助成金交付までの流れは以下のとおり。

（交付申請 → 交付決定 → 事業実施 → 実績報告 → 額の確定 → 助成金交付）

対象事業のうち、「鉄道を利用した遠足・社会科見学等の実施（小学生以下に限る。）」のみ事業実施後に、交付申請兼実績報告を行う。

（事業実施 → 交付申請・実績報告 → 交付決定・額の確定 → 助成金交付）

【観光・ワーケーション等による交流人口の拡大 関係】

Q5. 商店街の組合がイベントを開催する場合も対象になるか。

「商工観光団体その他の団体」による実施として対象となり得るが、あくまで鉄道での来訪を推奨するようなイベントとして企画する必要がある。

また、イベントが新規性を有しているかどうか、翌年度以降も継続して実施することができるかにも、留意いただきたい。

Q6. 地元住民を駅前に集めるようなイベントは対象になるか。

駅前や駅周辺施設を活用したイベントは、交流人口の拡大を目的に助成するものであり、基本的に地元住民ではなく、主に県外、市町村外等からの来訪を想定している。

Q7. 駅前で実施するイベントに合わせて、利用者が鉄道を使ってイベントに来訪した場合に鉄道運賃を助成する事業は対象になるか。

小学生以下の遠足等に係る場合を除き、鉄道運賃の助成対象とならない。

例えば、鉄道で来訪した利用者に、当該イベントで利用できるクーポンを配付するといった事業であれば対象となり得る。

Q8. 例年、駅前でイベントを開催しているが、今年度は鉄道での来訪を推奨する企画を追加し、開催しようと考えているが対象になるか。

既存事業の振替は新規性がないものとして、対象とならない。前年度に近いイベントを実施するのであれば、新規の部分を明確にし、当該新規部分を翌年度以降も継続する予定であるかを整理の上、事務局に相談いただきたい。

なお、イベント全体の事業費が対象となるか、新規部分のみの事業費が対象となるかは、イベント全体の内容を確認した上での判断となる。

Q9. イベント運営会社に委託してイベントを開催する予定であるが、委託費用も対象になるか。

イベント運営の委託費も対象となり得るが、委託費を無条件で認めるものではなく、委託内容や経費内訳を確認した上での判断となる。

Q10. 「イベント開催時の二次交通の整備」について、新たに駅から会場までシャトルバスを運行する予定だが、イベントは毎年実施しているものと変わらない。この場合新規性の要件を満たしているか。

対象事業は二次交通として整備したシャトルバスの運行に係る部分であるため、イベント自体の新規性は問わない。シャトルバス運行を新たに実施しているのであれば、新規性要件を満たしている。

なお、補助対象経費はシャトルバス運行費用となり、イベント本体の開催に係る経費は補助対象とならない点に留意。

#### 【小学生以下の遠足・社会科見学等】

Q11. 小学生以下の遠足・社会科見学等は、市町村・教育委員会等の単位で提出しなければならないのか。学校等单位、学年単位、クラス単位で申請することはできるか。

申請主体の単位は問わないため、市町村・教育委員会等で集約して申請することも、学校等やクラス単位で申請することも可能。

Q12. 学校単位で申請する場合、振込口座は学校名義の口座でなければならないか。

振込先の名義と申請主体が同一となることを想定しているため、学校単位での申請の場合は、振込口座の名義もその学校となる。支障がある場合は、個別に事務局まで相談いただきたい。

Q13. 実績報告において、切符を購入した証明は必要か。

切符購入に係る証明は不要であるが、交付申請兼実績報告において遠足等の実施単位の人数、運賃、利用駅を明記する必要がある。

Q14. 小学生以下の遠足・社会科見学等における引率の教員等の運賃は対象になるか。

引率の教員等の運賃についても、遠足等と一体的なものとして対象となる。ただし、上限額は児童と同様。

Q15. 小学生の修学旅行は対象になるか。

「修学旅行」であることを理由に対象外とはならないが、路程・内容を含めて、個別に事務局に相談いただきたい。

なお、県内路線の移動が主であれば対象となり得るが、例えば、新幹線で他県の旅行先への移動が主となるような場合は対象とならない。

Q16. 同じクラスの児童等を対象に、年度内に2回以上遠足等を実施する場合、2回目以降も助成対象となるか。

年度内に複数回鉄道を利用した遠足を実施すること自体は問題ない。翌年度以降も継続して複数回鉄道を利用した遠足を実施する意向であれば、対象となり得る。

なお、県内全体の実施状況を見て、2回目以降の実施については、未実施の学校等を優先する場合がある。

Q17. 学童保育、放課後児童クラブで実施する遠足等は助成対象となるか。

対象となる。

Q18. 幼児(未就学児)の運賃は、大人(引率者)1人につき2人分までが無料となる場合がある。切符購入の体験を遠足の中で行うために、無料にできる運賃についても支出した場合、その経費も助成対象となるか。

対象となる。

無料とできる幼児料金について、切符購入体験のため支出する場合は、交付申請において、様式1(別紙1)事業計画書の「備考」欄にその旨を記載すること。

【記載例】幼児運賃の無料分は、切符購入体験のため支出する

Q19. 新幹線等の特急料金は対象となるか。

対象となる。ただし、乗車券と特急券を合わせて、片道 500 円、往復 1,000 円の上限となる。

Q20. 行きを新幹線、帰りを在来線で利用するなど、往路と復路で運賃が異なる場合、上限額は、往復合計で 1,000 円となるのか、往路と復路でそれぞれ 500 円となるのか。

1回の遠足における往復利用と認められる限り、往復合計で 1,000 円以内の上限額となる。

【例】往路(新幹線利用):600 円、復路(在来線利用):250 円 の場合の助成額

○ ⇒ 600 円 + 250 円 = 850 円

× ⇒ 500 円 + 250 円 = 750 円

Q21. 遠足等実施時点でバス代行輸送を行っている区間の利用は助成対象となるか。

本来鉄道が運行されている区間であれば、バス代行輸送であっても対象となる。